

4・5 年生・専攻科 1・2 年生の皆さま

学 生 主 事

修学支援新制度による令和 8 年度後期分授業料減免・  
日本学生支援機構給付奨学金（在学採用）について

文部科学省では令和 2 年度から真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対して、高等教育の修学支援新制度（①授業料等の減免と②給付奨学金の支給）を実施しています。令和 7 年度からは、多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上いる世帯）の中間所得層へも支援が拡大しています。

以下の要件に該当する可能性がある方は申請対象となりますので、**9 月 11 日（金）までに以下申込フォームより申出をお願いします。**

【QRコード】



【申込フォーム】<https://forms.gle/FPjrjakKKidy4jHu6>

その後、申出があった方に、個別に授業料減免（徴収猶予）の手続きや給付奨学金の申請案内をいたします。

※①授業料の減免と②給付奨学金の支給については、同一の該当要件を用いて判定するため、原則として①授業料の減免と②給付奨学金の支給を併せて申請していただくことになります。

※現在日本学生支援機構の給付奨学生に認定されている方は、再度申請する必要はありません。

授業料減免・給付奨学金の支給金額・支給要件（選考基準）は下記のとおりです。

## 1. 支給金額

生計維持者が扶養する子供が  
3 人以上の世帯は多子世帯です

給付奨学生として採用されてから卒業するまで、世帯の所得金額に基づく区分（3. 支給要件（選考基準）参照）に応じ、通学形態（自宅通学・自宅外通学）により、下表の金額（月額）が支給されます。

| 区 分<br>(※)       | 給付奨学金支援金額（月額） |          | 授業料減免額                |
|------------------|---------------|----------|-----------------------|
|                  | 自宅通学          | 自宅外通学    |                       |
| 第Ⅰ区分             | 17,500 円      | 34,200 円 | 全額免除                  |
| 第Ⅱ区分             | 11,700 円      | 22,800 円 | 2/3 免除<br>(多子世帯は全額免除) |
| 第Ⅲ区分             | 5,900 円       | 11,400 円 | 1/3 免除<br>(多子世帯は全額免除) |
| 第Ⅳ区分<br>(多子世帯のみ) | 4,400 円       | 8,600 円  | 全額免除                  |
| 多子世帯             | -             | -        | 全額免除                  |

※表中の「第Ⅰ～Ⅳ区分」については「2. 支給要件（選考基準）」をご覧ください

## 2. 支給要件（選考基準）

該当要件は、次の「学力基準」「家計基準（収入基準・資産基準）」にいずれも該当する場合です。

### 1. 学力基準

学力基準については本校で判定しますので、基準に該当するものとして申請してください。

### 2. 家計基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれも該当すること

#### （1）収入基準

|                  |                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第Ⅰ区分             | 学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること（※1）<br>具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること |
| 第Ⅱ区分             | 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること                                  |
| 第Ⅲ区分             | 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること                               |
| 第Ⅳ区分<br>(多子世帯のみ) | 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が51,300円以上154,500円未満であること                              |
| <b>多子世帯</b>      | <b>所得制限なし</b>                                                                    |

（※1）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

●「市町村民税所得割額」が確認できる書類は、次のいずれかです。

- ①課税証明書（市役所等で発行される書類）
- ②納税通知書（市役所等から会社員以外の方へ送付された書類）
- ③特別徴収税額決定・変更通知書（令和8年6月頃、会社員の方へ勤め先から配付された書類）
- ④生活保護受給証明書

※令和7年中の所得金額に基づき課税された令和8年度市町村民税所得割額をご確認ください。

（※2）支給額算定基準額（★1）＝課税標準額 × 6% －（調整控除額 ＋ 調整額）（★2）

●「課税標準額」「調整控除額」「税額控除額」は、市町村役場で発行する課税証明書に記載されている場合もありますが、必ず記載されているものではありません。

★1：市町村民税所得割額が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式に関わらず、支給額算定基準額が0円となります

★2：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に3/4を乗じた額となります

#### （2）資産基準

資産額の合計が5,000万円未満であること（※多子世帯の場合は3億円未満）

（※）資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券）の合計額を指し、土地等の不動産は含みません。

※今回の在学採用では令和7年の収入に基づき審査が行われるため、昨年度の予約採用や春の在学採用で不採用となった方も新たに支援対象となる可能性があります。必要に応じ申請についてご検討ください。

授業料の減免の申請にあたり、日本学生支援機構（JASSO）HP 掲載の「進学資金シミュレーター」で収入基準に該当するか確認できますので、必ずご確認ください。

〈注意点〉

- ・「奨学金選択シミュレーション」の中の「給付奨学金シミュレーション」を選択してください。
- ・日本学生支援機構給付奨学金の支援対象者と授業料の減免対象者は同一ですので、給付奨学金の支援対象者である旨が表示された場合、授業料減免の対象となります。
- ・表示される結果についてはあくまでも目安ですので、実際の申請結果と異なる場合があります。

進学資金シミュレーター

【URL】 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【QR コード】



＜修学支援新制度（①給付奨学金・②授業料減免）手続きの流れ＞

- (1) 進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するかご確認ください。
- (2) 収入基準や資産基準に該当する場合、本案内の 1 ページ目に記載の申込フォームより、授業料減免の申請を予定する旨をご連絡ください。
- (3) 学校から手続きに関する案内が届いたら、授業料減免（徴収猶予）・給付奨学金の申請手続きを行ってください。
- (4) 給付奨学金と授業料減免の結果が判明次第、学校からご連絡します。

その他、授業料の減免に関する質問がありましたら、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先：本件事務担当】

長野工業高等専門学校 学生課学生係 小宮

Tel : 026-295-7121

Mail : gakusei@nagano-nct.ac.jp